

議案第21号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第17条中「から市長が定める休日の勤務時間を減じたもの」を削る。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第18条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。

2 災害派遣手当の額は、滞在した日1日につき、6,620円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

附則第11項中「から市長が定める休日の勤務時間を減じたもの」を削る。

附則第13項中「100分の6」を「100分の5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

（天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第12条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。